

参議院經濟安定・大蔵連合委員会會議録第四号

昭和二十七年五月二十七日(火曜日)
午前十一時三十四分開会

出席者は左の通り。

經濟安定委員

委員長

理事

委員

大蔵委員

理事

委員

政府委員

事務局長

事務局側

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

常任委員

第三十七部

經濟安定・大蔵連合委員会會議録第四号 昭和二十七年五月二十七日

【参議院】

法務府民事
局第四課長 吉田 昂君

本日の會議に付した事件

○外資に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐々木良作君) それでは外
資に関する法律の一部を改正する法律
案に関する經濟安定と大蔵の第四回目
になるとありますが連合委員会を開会
いたします。前回に引続きまして質疑
を継続いたします。

○小林政夫君 民事局長が御都合が悪
くて第四課長が来たそうでありま
す。法務府としての見解を述べても
いいと思います。

○説明員(吉田昂君) 新株の引受権が
譲渡できるかどうかという問題であ
ります。

○小林政夫君 そうであります。

○説明員(吉田昂君) 新株の引受権が
譲渡できるかどうかということにつ
いては別段法律に規定がありません
で、これは又判例もありませんので、
學說によるほかはないのであります
が、學說によりますと、もうこれは定
説と言つてよろしいかと思つてあり
ます。新株の引受権は譲渡できる
が、併し会社に対しその効力を生じ
ないというように解釈すべきであら
う。つまり商法の百九十条、それから二
百四十二条でそれを類推いたしまし
て、それと同じように解釈すべきであ
らうというように言われております。
まあ譲渡はできるという意味は、債權
的に譲渡ができるという意味で、会社
に対しその効力を生じないということ

○小林政夫君 この商法百九十条の規
定は、これは一応引受をしてからの
の、株式申込証にちやんと書いて正
式の書類にして引受をしてからの、株
の払込金を払込んでおかないという場
合に、それを店頭売買することによ
つて、あとで実際に譲渡ができな
いという弊害を、プレミウム徴収に終
つて実際に会社が払込みの請求等する
場合において困るのじやないかという
弊害を防止するためにやつておるので
あつて、まだそういうた書類による正
式な引受がない。商法第二百八十条の
五、第四項に規定しているように、一
般に通知又は公告ヲ為シタルモノ
引受権ヲ有スル者ガ期日迄ニ株式ノ申
込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フ
といふ、こゝで言われておるような、
会社が通知を出した、その間において
まだ申込証を出しておらないというよ
うなものについて売買が行われて、そ
れを認めないといふことは、別に商法
百九十条で禁止しているような、予想
をされるような弊害を伴わないと私は

○小林政夫君 それはあなた一般の通
説として言われたわけで、法務府もそれ
と同様な見解だといふことであらうか。

○説明員(吉田昂君) そういふわけ
であります。

○小林政夫君 この商法百九十条の規
定は、これは一応引受をしてからの
の、株式申込証にちやんと書いて正
式の書類にして引受をしてからの、株
の払込金を払込んでおかないという場
合に、それを店頭売買することによ
つて、あとで実際に譲渡ができな
いという弊害を、プレミウム徴収に終
つて実際に会社が払込みの請求等する
場合において困るのじやないかという
弊害を防止するためにやつておるので
あつて、まだそういうた書類による正
式な引受がない。商法第二百八十条の
五、第四項に規定しているように、一
般に通知又は公告ヲ為シタルモノ
引受権ヲ有スル者ガ期日迄ニ株式ノ申
込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フ
といふ、こゝで言われておるような、
会社が通知を出した、その間において
まだ申込証を出しておらないというよ
うなものについて売買が行われて、そ
れを認めないといふことは、別に商法
百九十条で禁止しているような、予想
をされるような弊害を伴わないと私は

○説明員(吉田昂君) 百九十条及び
二百四十二条の規定の趣旨は、おとし
通りだと思つて。ただ二百四十二条に
しても百九十条におきましても、新法に
よりますと、それはほど強い禁止の趣旨
はない。ただ株式の譲渡について、株
券というふうなものを利用しないで譲
渡するということについては、非常に
流通の激しい株式にとつて危険ではな
いかというふうな意味で、こゝういふ規
定がまだ残されていようなわけであ
ります。そういうことから考えますと、
新株引受権につきましても同じよう
なことが言えるのじやないかという
のでこの規定を類推したわけではな
い。新株引受権自体にあつては譲
渡ができる、権利株になりますと譲渡
ができない。株式にあつても、株券を
発行するまでは譲渡ができない。株券が
発行されて初めて譲渡ができるという

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

○説明員(吉田昂君) それは二百四
条の第二項の場合でも同様なことが言
得るわけではございません。弊害がな
い。何と言つてもその譲渡の方法と
いうことが、まだはつきりとして法律に
まつていないという点に多少の不安が
あるのではないかという意味で、百九
十条、二百四十二条が残されたのであり

【参議院】

事務的に片付く。特にそれを認めないとか、無効だとか、会社に対しては無効だとか言う必要はない。その点はどうですか。

○説明員(吉田嘉吉) その点は先ほどお答えしました通りであります。大株主株式について二百五、二百六条というような厳格な譲渡の方法を定めたことに基づいて、それに対して株券発行前の株式の譲渡は会社に対して効力を生ぜしめないのです。二百四、二百五条は引受けの通則だと思ひます。ところがこの新株引受けと言ひしても、引受けによる権利、権利株と言ひしても、実質においては何ら株式と変わらぬので、そういたしますと、株券発行前の株式と同様の考えでいいのではないかと考へております。株券発行前の株式について二百五、二百六条のような厳格な方式をとることはできない。従つて会社に対して効力を生ぜしめないというように法律が定めたとすれば、新株引受けについても同様の取扱をしていいのではないかと考へるわけであり

○木村義八郎君 さつき賀屋さんから、大株主大蔵省関係においては法文に明記してあるのに、新株について別に違法なことをやっていることはない、再建整備法とか再評価法に明記してあるというが、併し法文に明記してない場合において大蔵省は権利株を売つたことではないのですか。儲けたことはいりませんか。

○政府委員(賀屋正雄君) 法令に明記のない場合に、新株引受けの譲渡を果して行ひましたかどうか、具体的な事例については残念ながら私只今知識を

持つておりませんので、後刻大蔵省に問い合わせましてお答えいたします。

○木村義八郎君 私はそういう事例があつたと聞いてゐるのです。証券処理調整協議会では大つぱらにそういうこともやつたと聞いております。ですから、その事実をよく調べて、ただ法律に明文があつたときのみ大蔵省ではそういう株式の引受けというものを売つて儲けた、こう言つてゐるけれども、そうでない場合もありますから、その事実を確かめて、お願いいたします。

○小林政夫君 先ほどの新株引受けは大株主と同様だといふような意見も言われましてね。そんなことはないです。株とは違ふ。引受けは株式と同様に考へるべき問題じゃないので、その考へだから今のような商法二百四、二百五、二百六条だとか、六条だとかいふものを類推して考へなければならぬという気持になる。また株を引受けるとどうか、引受け得るといふだけの権利なので、まだ株は引受けでない。株とは切り離したものであります。

○説明員(吉田嘉吉) 株式自体でないことは勿論であります。ただ株式についても二百四、二百五、二百六条の規定がある以上は、権利株も、それからその前の新株引受けも同様に考へてよろしいのじゃないかといふよう考へるものであります。

○須藤五郎君 少し関連が外れるかも知れませんが、賀屋さんにお尋ねしておきたいと思うのですが、これまで戦前から日本国内にずっと住居しておつた朝鮮の人たち、それから中国の人たち、台湾の人たちがありますが、その人たちから、国外送金はしないといふ条件で、自分たちの手持ちのもので日本の株を買ふことができないかといふことがあなたのほうに請願か何か出ておりますか。

○政府委員(賀屋正雄君) 只今の御質問の要旨の要求は、戦前から長くいます朝鮮人、台湾人についてそういうことを認めて欲しいという陳情を受けたことはございまして、ただ正式な形で書類として受取つた覚えはございせん。

○須藤五郎君 それに対してどういふ御意見でございましょうか。

○政府委員(賀屋正雄君) これは成るほど現行法によりますれば、外国人、日本の国籍を持たない外国人には一律に、ただ単に国内において蓄積いたしました円貨で以ていわゆる旧株、つまり市場で買ひます株とかいふような、資産の増加をもたらさない株は、たとへばその配当金でも、或いは……今度の改正によつて元本が一定の条件の下に送れるようになりまして……この元本なり、配当金の海外送金の保証を要求いたさないといふことになってゐるのであります。これは前々から御説明いたしておりましたように、只今のところ日本の経済の今日の段階におきましては、やはり国際収支という観点からこの旧株の外人取得は、たとへば円貨によるものと制限する必要があるといふ考へに出でてゐるのであります。これを仮に或る外国人には認めて他の外国人には認めないといふことにはいたしません。その線の引きようが非常にむづかしいことになつてゐる。前々から日本に住んでおられます朝鮮人は圧倒的に多いのでありますけれども、

そういうたつた外人にこの例外を認めるといふことだけでは非常な不十分であります。他の第三国の外国人等にもやはり認めなくてはならないといふようなことにもなりまして、ちよつとその例外を認める根拠が薄くなつて参ると考へられますので、これはやはりこのたつた平和条約の発効に伴ひまして、朝鮮が立派な独立国家の国民となつたこの機会において、一般のアメリカーナその他の外国人と同じような扱いにして行くのが適当ではないかといふ考へから、特にそういうたつた例外は認めないであります。

○須藤五郎君 ところが戦前から日本にいた朝鮮人、これは日本人としていたわけですね。それから台湾人も日本人としていた。そうして日本で生業を営むことによつて得た資産、それでその人たちはその金を本国に送ることもできない。そうして日本において投資することもできない。そういう窮地に追い込むといふことは、少し僕はおかしいと思ふのです。それじゃその人たちは何で生活して行くかといふことになつて参ります。ですからその人たちは何も償還金とか、それから果実を本国へ送るといふことは希望してない、日本に永住する、日本でそれを消費するといふことはちゃんと確認してゐるわけですね。それをなおさういふ一方的な認定の下において禁止しなくちやならぬといふ必要は、その根拠が少し薄弱だと思ふのですが、それに対して何か便法を作るといふお氣持はないのですか、その人たちに對して。

○政府委員(賀屋正雄君) 只今のところではそういうたつた長くと日本に住んでおられますような朝鮮人等につきまし

て、特に便法を設けるといふことは考へておりません。又はこういうたつたがたが帰化せられまして、日本の国籍を持てば日本人と同じ扱いになるわけでありまして、だから国内で蓄積いたしました円貨で株を買ひます場合、全然買はないといふわけじゃなくして、いわゆる新株の場合には、これは国外送金保証を要求しない限りは届出だけで買えるわけでありまして、まあそういうたつたような便法もありません。生活の根拠として株だけの投資しかないかといふかといふような点問題がございまして、只今までのところは特に例外を設けるという考へを持つておりません。

○須藤五郎君 それじゃもう一つ尋ねますが、朝鮮人や台湾人の人たちに對して一方的にさういふ、私が見たら非常に不公平な扱いだと思ふんですが、生活を脅かすような方法を取つてゐると同時に、今度は逆にアメリカの人たちに對しては非常に株の取得をドブルでできるといふことのために、無制限にあなただちは認めようとしてゐる。ところが今日一ドル三百六十円で換算して、それを持つて来れば五十円の株はとにかく七株買えるわけですね。一ドル貨で言つたら、戦前の四円四角のドルを持つて来て五十円の株を七株も買ふといふことになれば、株の値段を左右するアメリカとしては案外です。一つの生産会社の株を買占める。そうしてアメリカから材料を提供しない、要するに材料をお前のほうへ輸出しない、これはアメリカで一方的に決定できるんですよ。そうしてその株はぐんと下つちやう、又買わないといふことになれば下つちやう、下つたときに

株を買える、そうして今度は株をつり上げるなんという事は、それは自由なんです。今度お前のほうへ材料を余計安く提供するぞというようにことを発表する、そこで株が値が上つちやう。上つたときにほんと売つてしまふ。そういうことでアメリカの資本によつて日本の産業界というものは実に簡単に左右されてしまふ、僅か戦前の四四ばかりで七株も買える、どん／＼と買つて、そういう操作によつてどん／＼とアメリカのほうへ送金されちやう。そういうことをどん／＼露骨にやられたら日本のドルというものは殆んどなくなつちやうんじやないですか。そういう危険はあなたたちはどうですか。そこで防ごうと考へておられますか。

○政府委員(賀屋正雄君) 株式の取得につきまして、いわゆる外貨或いは外貨相当物を持つて参りました場合には、その裏付のある円価で株を取得いたしますケースでありますならば、必ずやその半面において日本の国際収支の改善に寄与して行くという効果もございまして、それが目に見えた弊害がない場合は認可ができる。これは自由には認める法的な制度にはなつておりませんけれども、依然としてそういう場合にも認可はできるということになつておりますので、目に見えた弊害がない限りは認可するという方針でありまして、ただ朝鮮人等の扱いが不公平になるということであります

が、これはやはり日本人と、長らく住んでいる朝鮮人との間では或る程度不公平があるかも知れません。外国人相互間には何らの不公平もないと考えております。

○委員(佐々木良作君) ちよつと今の須藤君の質問はちよつと政策の重要な問題でありますから、事務局の答弁だけでは無理だと思ひます。

○委員(佐々木良作君) ですからなお時間も十二時を過ぎましたので、今後の運用の問題を御相談いたしたいと思ひますがよろしくごさいますか。

○小林政夫君 その前にちよつと締めくくりをしておきたいと思ひます。法務府の見解は、若し新株の引受権の売買譲渡というものを有効に認めようとするれば、企業再建整備法或いは再評価積立金の資本組入に関する法律に書いてあるように、やはりこの法律で法定しなければならぬという見解ですか。

○説明員(吉田忠君) 新株の引受権の譲渡を認めようとする場合には、やはり法律に規定しなければならぬと思ひますが、一般的に規定するということになりますれば、やはり商法の改正で行かなければ不適当じやないかと考へております。非常な特別な場合であるという事も考へられます。それは具体的な場合を考へてみないと簡単に答へていきなれないと思ひます。

○小林政夫君 例へば外国の投資家がその本国法或いは日本の法令によつて、今まで持つておつた株式に対する新株の割当を受けられない、いわゆる新株を引受けることができないというときに、その権利を他に譲渡するとい

うことを、その人の何というか、いわゆる利益が得られるような方法で譲渡するといふことを規定する場合、この外資法に特別な規定を設けてやらなければいけないのだと、こういうことですね。

○説明員(吉田忠君) 株主一般が或る特定の場合に、割当てられた新株引受権というものを譲渡することができるといふような規定でありますれば、特別法で規定するのでも或いは不可能ではないと考へますが、或る特定の株主だけに与えられた新株引受権を譲渡することができるといふことになりまると、譲渡するほうの側で、その特定の株主の株式に當るか當たらないかということを見分けることが困難な場合が多いと思ひますから、適当じやないと思ひます。

○小林政夫君 外国投資家といふことがはつきりしているわけですか。特定の株主といふことは外国投資家、この外資法に言う外国投資家、具体的に言うアメリカ人は新株の引受がアメリカとアメリカ人の関係で引受けられな

い。それを救済するといふ場合にです、特別にこの外資法ではつきりそういつた外国投資家が、本国又は日本の法令では引受けできないという場合に、その引受権を譲渡することができるといふように、規定で譲渡することができるといふことにならうと思へば、特別立法でこの一条項を加えることによつてやらなければならぬかどうかといいことですか。

○説明員(吉田忠君) 外国法で新株引受権が与えられた場合に、それを引受けることができないといふような法律があるかどうか私存じませんが、そう

いう法律は恐らくないんじやないかと思ひます。

○小林政夫君 あるのだよ。

○説明員(吉田忠君) それで外国投資家がという場合に、(「自信のある答弁をしなければいけない」と呼ぶ者あり)一回だけであつたならば可能かと思ひますが、併しその後何回でもそれが事実できるということになりますと、見分けがつかなくなるんじやないかと思ひます。

○政府委員(賀屋正雄君) 新株の割当がありましたが、それに応募することができないといふ点につきましては、資料としても提出いたしてござい

ますが、アメリカのSECの有価証券取引法にそういうような規定がございまして、一年以内にそういう株式に応募することはその会社がアメリカにおいて登録しておらなければならぬといふことになつております。従いましてこれを文字通りに適用いたしますと、今言つたようなことになると思ひますが、アメリカでそういう制度がありますが、日本の法律で一般的な法令で外すことがいかどうかという問題は、今日としてはなかなか困難な問題じやなかろうか。それから法令を設けます場合に、商法の例外規定で行くか、この外資法の特別規定で行くかといふことについてござい

ますが、外資法はその内容をお読みになつてお感付きになりますように、むしろ国外送金の分を大体取扱つてゐる法律でありまして、生れましたその原因が、大体この国外への送金保証をやるという事で、これはいわゆる為替管理法の例外規定といふような性質を持つた法律でござい

ます。そういういつた

為替管理法的な法律の中に、そういう具体的な新株引受権の譲渡を認めるといつたような、商法の例外的な規定を設けることは、私はちよつと妥當じやないといふふうに考へます。

○委員(佐々木良作君) それでは先ほど申し上げたように運用上の御相談を申上げたいと思ひます。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(佐々木良作君) 速記を始め

て。それでは出席を要求されておりました大蔵大臣等の關係の出席もありませんので、一応今日の委員会はこの辺で打ち切つて次回委員会につきます。これは大蔵委員長と相談して決定するといふふうにいたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と云ふ者あり

○委員(佐々木良作君) それでは今日はこれで散會いたします。午後零時三十分散會

昭和三十七年六月九日印刷

昭和三十七年六月十日発行